

多重債務問題の解決に向けた体制強化等を求める意見書

深刻な多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場を構築するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、段階的に施行されており、出資法の上限金利の引き下げや過剰な貸し付けを抑制する総量規制の導入などについては、平成22年6月までに完全施行されることになっています。

改正貸金業法成立後に多重債務者対策本部が設置され、同本部は、多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅及び多重債務者発生予防のための金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。これを受けて、官民が連携してプログラムに取り組んだ結果、多重債務者が大幅に減少し、着実にその成果を上げつつあります。

一方、昨今の経済危機及び一部商工ローン業者の倒産などによる中小事業者等の資金調達への影響を懸念し、改正貸金業法完全施行の延長や貸金業者に対する規制緩和を求める声があります。

しかしながら、資金需要に対しては、高利の貸金業者による融資ではなくセーフティネット貸付の充実等により対応すべきであり、改正貸金業法完全施行の延長や貸金業者に対する金利についての規制緩和は、改正貸金業法成立前のような多重債務問題を再燃させるおそれがあり決して許されるべきではありません。

また、安心して専門機関(弁護士、司法書士)に相談できる体制を構築することも、多重債務問題を解決するために必要です。

よって、国におかれては、下記の事項について実施するよう強く要請します。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。
- 5 弁護士費用を定めるなど、安心して弁護士等に相談ができる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月14日

上田市議会議長 丸山正明